農業者の皆様へ

農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として農地バンク（農地機構）経由になります！

〈　現　行　〉

相対の農地の貸借（※１）

令和７年３月までは経過措置期間として活用可能

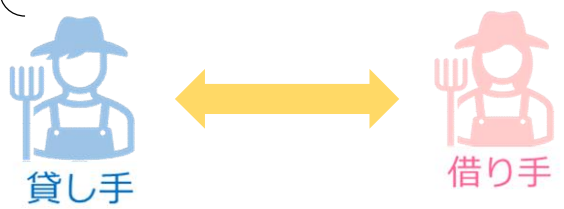

〈　令和７年４月以降　〉

目標地図（※2）**の実現**に向けた**農地バンク**による農地の貸借

※１　市町村が作成する農用地利用集積計画
※２　目標地図 ： 市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。

農地の貸し借りは農地バンクを経由した方法に一本化し、農地バンクが分散した農地を**まとめて借り受け**、必要に応じて整備した上で、農地の受け手が使いやすい形で農地を**貸し付け**ていきます！

農地の貸し借りは

農地バンクへ

農林水産省

農地バンク活用には
＼各種メリットがあります！／

貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

＊農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html

農地バンク/農地機構　検索

農地の貸し借りのご相談は
お近くの**農地機構（集積専門員）まで！**

相談 → 連絡 →

農地機構
（集積専門員）

〈権利設定のイメージ〉

お問い合わせ先

賃貸借事業に関すること	農地機構集積専門員※農業委員会在中	（Tel：0875-23-3948）
農地バンクに関すること	香川県農地機構	（Tel：087-816-3955）
貸借事業の助成金に関すること	農林水産課	（Tel：0875-23-3931）

農林水産省